

第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）中間とりまとめ案に対する御意見の概要と県の考え方

No.	該当部分	御意見の概要	県の考え方
1	第1章 目指すあいちの教育 1 基本理念（説明文）	「高度情報化社会など、社会の変化の激しさに自分を見失わず…、自らの人生を切りひらいていく資質・能力を身に付け、…世界を担っていく気概」といった記述がある。これが、アメリカ一極の経済秩序、新自由主義的な発想による地球規模の経済ネットワークを介した大競争社会を生き抜くといった意味でとらえられるものだとしたら、批判的にならざるをえない。 教育基本法に書き込まれた「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間」の育成という理念にもとづけば、他人をけ落として競争社会を生き抜けるような「人材」の育成をめざす基本理念とすることには反対である。すべての子どもたちが獲得すべき「生きる力」とは、平和・人権・共生といった理念を土台とした基礎学力であるべきと考える。	今後の施策を進めていく上での参考といたします。
2	第1章 目指すあいちの教育 2 基本的な取組の方向	基本計画全体にわたり、教育内容に踏み込む記述が散見される。教育行政の一義的な任務は教育条件整備である。教育内容に関することは、あくまで指導助言であり強制性はないとされている。最高裁学力テスト判決（1976年）に示された教育の自主性を尊重した基本計画とするよう求める。	本計画は、教育施策の在り方や方向性を示すものです。いただいた御意見は、今後の施策を進めていく上での参考といたします。
3	第1章 目指すあいちの教育 2 基本的な取組の方向 (6) 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます	学校には、教師のみではなく、様々な職種の職員がいる。特に学校事務員は、平成29年4月に「事務を処理する」から「事務をつかさどる」職となり、行政職の立場から間接的に子供の教育環境づくりにますます寄与することを求められている。子供たちの学びを支援できる喜びを教師とともに感じることも、働きがいの一部となっていることから、左記の「教師」を「教職員」と変更してはどうか。	中教審等での表現に合わせ、「教師」とします。
4	第1章 目指すあいちの教育 2 基本的な取組の方向 (6) 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます	「教師」を「教職員」と変更してはどうか。特に、学校事務職員の働きがいについては、どんな業務をどのようにつかさどり、判断、決定することが働きがいにつながるのかを、具体的に検証いただき、目標設定していただきたいと考える。	中教審等での表現に合わせ、「教師」とします。
5	第2章 取組の柱と施策の展開 1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます (2) 情報活用能力の育成とICT活用教育の推進	ICT教育推進とネット環境向上の為に、県立の学校敷地に5Gアンテナの設置を誘致する。千葉市は既に先行的に取り組んでいる。災害時にも役立つようにする。	今後の施策を進めていく上での参考といたします。
6	第2章 取組の柱と施策の展開 1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます (2) 情報活用能力の育成とICT活用教育の推進	ICTの活用は非常に良いことだと思う。これにより不登校生徒も自宅にて通学生と同じく授業を受けることができる。現在、愛知県で展開している通信制高校にもICTを活用すべきであり、不登校生のための昼間定時制もICTを利用して休みがちな生徒のために授業を配信したり、昼間定時制高校を通信制高校に置き換えたりすべきである。 また、災害等が起きた際もICTにより適切な避難情報を伝えられるよう県防災局とも連携すべきである。（日頃からの防止教育にもICTが活かされるとよい。）	引き続き、学校教育におけるICTの可能性や活用の在り方についての研究に取り組んでまいります。いただいた御意見は、今後の施策を進めていく上での参考といたします。

第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）中間とりまとめ案に対する御意見の概要と県の考え方

No.	該当部分	御意見の概要	県の考え方
7	第2章 取組の柱と施策の展開 1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます （2）情報活用能力の育成とICT活用教育の推進 ② ICTを活用した個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びの実現	学校で電子図書館を活用できるようにしてほしい。	今後の施策を進めていく上での参考といたします。
8	第2章 取組の柱と施策の展開 1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます （2）情報活用能力の育成とICT活用教育の推進 ③ 子供の学びや教職員を支えるICT教育環境の充実	教職員の研究機関や研究・研修会を精選してほしい。重複した内容のものが多く、教職員が、教材研究等、主体的に学びたくても、設定された会の準備や研究に追われている。 教務、校務分掌などの学校業務の合理化については、県で統一してほしい。	引き続き、研究や研修の精選に努めてまいります。また、県立学校において取り組むべき内容や実践例（ガイドライン）を作成し、市町村立学校にも提示することで、同一方向での実施を呼びかけてまいります。
9	第2章 取組の柱と施策の展開 1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます （3）SDGsの理念を踏まえた教育の推進 ③ 環境教育等の推進	学校図書館の廃棄本をPTAの資源回収に出せるようにしてほしい。 学校のゴミの分別リサイクルをしっかりとしてほしい。	今後の施策を進めていく上での参考といたします。
10	第2章 取組の柱と施策の展開 1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます （4）多様な学びを保障する学校・仕組みづくり ① 総合学科等の新たな設置と普通科の活性化 ② 全日制単位制高校の設置、定時制・通信制教育の充実 ④ 民間教育施設との連携・学び直しの機会の充実	臨時休校期間中に、多くの学校でオンライン授業ZOOMが一気に広まり、有効性も認知された。不登校の児童・生徒、日本語能力の不十分な児童・生徒には個別の指導が重要である。オンラインを通じた個別授業に対応できる部署を設置することを強く要望する。また、保護者会などで日本語通訳が必要な場合にもオンラインを通じて対応できる仕組みづくりを要望する。 外国人児童・生徒の集中する豊田市では日本語指導教員の加配が行われている。外国人選抜を行っている高校にも、日本語指導教員の加配を強く要望する。そして、東浦・衣台・豊橋西高校など外国籍の生徒が多く在籍する高校に、総合学科ではなく日本語教育コースを設けることを提案する。 現在、定時制高校には様々な国籍の生徒が学んでいる。日本語の理解が難しい生徒にとっては、全日制よりもむしろ定時制高校で学んだ方が、手厚い指導を受けられる。定時制高校は外国籍児童・生徒にとっての最後の砦である。外国籍の生徒が日本語をきちんと学べるような環境作りをぜひ願います。	今後の施策を進めていく上での参考といたします。

第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）中間とりまとめ案に対する御意見の概要と県の考え方

No.	該当部分	御意見の概要	県の考え方
11	<p>第2章 取組の柱と施策の展開</p> <p>1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育み増ます</p> <p>(4) 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり</p> <p>①総合学科等の新たな設置と普通科の活性化</p> <p>②全日制単位制高校の設置、定時制・通信制教育の充実</p> <p>④民間教育施設との連携・学び直しの機会の充実</p>	<p>臨時休校期間中に、多くの学校でオンライン授業ZOOMが一気に広まり、有効性も認知された。不登校の児童・生徒、日本語能力の不十分な児童・生徒には個別の指導が重要である。オンラインを通じた個別授業に対応できる部署を設置することを強く要望する。また、保護者会などで日本語通訳が必要な場合にもオンラインを通じて対応できる仕組みづくりを要望する。</p> <p>外国人児童・生徒の集中する豊田市では日本語指導教員の加配が行なわれている。外国人選抜を行っている高校にも、日本語指導教員の加配を強く要望する。そして、東浦・衣台・豊橋西高校など外国籍の生徒が多く在籍する高校に、総合学科ではなく日本語教育コースを設けることを提案する。</p> <p>現在、定時制高校には様々な国籍の生徒が学んでいる。日本語の理解が難しい生徒にとっては、全日制よりもむしろ定時制高校で学んだ方が、手厚い指導を受けられる。定時制高校は外国籍児童・生徒にとっての最後の砦である。外国籍の生徒が日本語をきちんと学べるような環境作りをぜひ願う。</p>	<p>今後の施策を進めていく上での参考といたします。</p>
12	<p>第2章 取組の柱と施策の展開</p> <p>1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育み増ます</p> <p>(4) 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり</p> <p>④民間教育施設との連携・学び直しの機会の充実</p>	<p>夜間中学の設置</p> <p>文部科学省が夜間中学の設置の促進・充実の方針を示している。国の方針に従い、名古屋市と三河地域に1校ずつ夜間中学の設置を実現させる。それに伴い、夜間中学の検討と明文化する。</p>	<p>夜間中学については、課題についての研究やニーズの把握を進めてまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策を進めていく上での参考といたします。</p>
13	<p>第2章 取組の柱と施策の展開</p> <p>1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育み増ます</p> <p>(4) 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり</p> <p>⑤県立学校の魅力化と適正配置及び</p> <p>4 ふるさとの魅力や愛知の伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます</p> <p>(19) ふるさと教育の推進と新たな文化の創造</p> <p>②へき地教育の振興</p>	<p>施設設備の改善や学校の取組に対する定数、財政的支援をいただき、僻地に勤務する教員として感謝をしている。しかし、生徒数の減少に歯止めがかからず、現場の教職員の努力（中高連携や舎監勤務、地域との協働プロジェクトなど）のみでは限界も感じている。そのような状況でも、地域の生徒に手厚い教育が来ているという自負もあるし、奥三河山間地域の活性化の一翼を担っていることが仕事の励みにもなっている。</p> <p>案にある「学校配置の具体的な構想」検討にあたっては、安易な学校再編（統廃合）ではなく、現状の課題を改善し、どうしたら地域の学校が存続できるかという視点での検討をお願いする。例えば通学バス代の高さや、(19)にある「学校の小規模化に伴う教育上のデメリット」にあたる私費の負担増や選択科目数の制約などは、生徒の学校選択に直結し、連鎖的にさらに状況が悪くなるなど、学校だけの努力ではなんともし難い要件は多数ある。</p> <p>次年度県費でのクローラー設置を決断したように、「地域の実情に応じた」対応で、地域を維持・活性化する方向での検討をするようお願いする。</p>	<p>今後の施策を進めていく上での参考といたします。</p>

第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）中間とりまとめ案に対する御意見の概要と県の考え方

No.	該当部分	御意見の概要	県の考え方
14	第2章 取組の柱と施策の展開 1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます (6) 特別支援教育の充実	現在、在住の市にて学校教育課、学校の要請により、ほぼ終日、障害児の子供が通う学校へ毎日家族が付き添いをしている。特別支援学校では無く地域の市立小学校の普通学級である。 自治体独自の制度で介助員を子供につけて支援いただいているが、家族は働く事も出来ないほど少ない日数と時間数である。経済的に辛い。障害当事者にとって悪影響が出ている他、兄弟児は自分にメリットはなく、自分だけが学校に家族が来ていることは精神的に辛く、付き添い家族は精神的、肉体的に辛い思いをしている。 愛知県、愛知県教委からも、障害がありながら、特別支援学校ではなく、地域の学校に就学している子供を把握し、その児童に対して支援や介助の先生を派遣する、もしくは介助や看護の費用を予算化するようなシステムが出来るといと思う。 家族が常に付き添っての学校生活は適切な支援とは考え難い。障害児者も健常者同様、どの自治体に住んでも転居しても平等に教育を受けられる制度作りをお願いする。	小中学校等に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する学習上・生活上の支援を行う特別支援教育支援員等の人的配置の充実に向け、引き続き国へ要請していきます。 いただいた御意見は、今後の施策を進めていく上での参考といたします。
15	第2章 取組の柱と施策の展開 1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます (6) 特別支援教育の充実 ①多様な学びの場における支援・指導の充実	個別の教育支援計画や個別の指導計画を県内で統一してほしい。 市内小中学校が使用している電子図書館を利用できるようにしてほしい。	愛知県教育委員会が発行する「小・中学校『個別の教育支援計画』作成ガイドブック」を教員に周知し、幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成について働きかけています。 いただいた御意見は、今後の施策を進めていく上での参考といたします。
16	第2章 取組の柱と施策の展開 1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます (6) 特別支援教育の充実	教育諸条件の整備に関して ・高校の通級制度に関して、「実施校の拡大を検討していきます」と「検討」になっているが、「計画」なのだから「実施校拡大に努めます」とすべきではないか。県立高校における障害理解教育の推進という観点からすると、「通級」はもとより、中学校「特別支援学級」在籍者の多い地域に立地した高校に「分教室」設置も検討すべきだと考える。 ・特別支援学校の増設に関し、「名古屋市東部に肢体不自由特別特別支援学校建設を」と保護者が名古屋市に要望しているが、名古屋市からは「肢体不自由児特別支援学校設置を県に要請している」という回答を得ている。詳細は明かせないかも知れないが、すでに要望が出されているものに関して、「具体化を図ります」と追記していただきたい。 ・卒業後の生涯学習に関して、重度重複障害への支援をP.46に明記してほしい。	高等学校の通級については、御意見を踏まえて下記のとおり修正しました。 「県立高等学校における通級による指導について、生徒の現状を踏まえた通級の実施形態（自校、他校、巡回）の研究を行うとともに、全日制・定時制の課程の違い等を考慮して、実施校の拡大に努めます。」 また、本計画では個別の地域についての記述は記載しませんが、名古屋東部地域から特別支援学校への長時間通学については、第2期愛知県特別支援教育推進計画に基づいて対応いたします。 その他の御意見につきましては、今後の施策を進めていく上での参考といたします。

第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）中間とりまとめ案に対する御意見の概要と県の考え方

No.	該当部分	御意見の概要	県の考え方
17	第2章 取組の柱と施策の展開 1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます (6) 特別支援教育の充実	<p>教員の障害に対する理解が浅い。特に中学校。今、支援級に来る子は本当に多様化していて、知能には問題はないが情緒支援が必要な子もいる。小学校はそれなりに対応できるようになってきたが、中学校では情緒支援とは名ばかりで、知的障害の子と同じような対応しかできていない。進路も最初から高等支援学校ありきの対応である。情緒支援の子は療育手帳を取れず、高等支援学校に入れない子もいるので、できる限り普通級との交流をサポートして、進路の幅を広げてほしい。</p> <p>教員の専門性も向上して欲しい。複数担任だからか、全員ではないが、病気のある教員、なにか別の役割があつて、やたらと出張の多い教員、学級崩壊を起こしてクラス担任を任せられないような教員が支援級に回ってきている気もする。支援級の子ほど個別に丁寧な対応が求められるので、きちんと専門性のある教員をつけて欲しい。また、2人担任であるのに、2人とも雇用が安定しない臨時教員と言うのはやめて、1人は正規の教員にして欲しい。良くも悪くも教員の資質に影響され、教員の異動で転校したのでは？と言うほどガラリと教育方針が変わってしまうことがある。変化に戸惑う子が多いので、一定の基準を設けてほしい。</p> <p>支援級だから支援級でサポートしますという感じで、支援級担任とうまくいかなくて、学校に行けなくなっても不登校支援が受けられない場合がある。もっと柔軟に対応して欲しい。支援級の子は医療機関や放課後等デイサービスなど他の機関につながっている子が多いので、それらと連携して学校、福祉、病院、家庭で一人の子を支えるシステムを作って欲しい。</p>	<p>研修や校内支援体制の充実、関係機関によるネットワークの形成等の取組を進め、一人一人のニーズに応じた支援・指導を進めてまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策を進めていく上での参考といたします。</p>
18	第2章 取組の柱と施策の展開 1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます (6) 特別支援教育の充実 ②教員の専門性の向上	<p>派遣や研究は、校内での教育活動に支障がないようにしてほしい。</p>	<p>学校における働き方改革に留意しながら、大学・研究所への派遣や研究を実施してまいります。</p>
19	第2章 取組の柱と施策の展開 1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます (6) 特別支援教育の充実 ③教育諸条件の整備	<p>施設設備は、他県のように建替えをしてほしい。他県との設備に差があり過ぎる。</p>	<p>今後の施策を進めていく上での参考といたします。</p>
20	第2章 取組の柱と施策の展開 1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます (9) 大学等高等教育の振興	<p>愛知県立大学情報科学部・情報科学研究科の強化 愛知県のICT教育・産業発展の要として、特に愛知県立大学情報科学部・情報科学研究科を強化させる。その一環として、定員増やキャンパスの名古屋都心移転等。</p>	<p>今後の施策を進めていく上での参考といたします。</p>
21	第2章 取組の柱と施策の展開 2人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます (10) 人権教育・多様性理解の推進	<p>県立高校のスカートとスラックス選択制の導入 県立高校にもスラックスが徐々に広まっているので、県立高校は基本一律にスカートかスラックスかの選択制を導入する。それによりLGBT等に配慮する。また冬場など、スカートによる身体の冷えは健康への悪影響も考えられるため、その対策にもなる。</p>	<p>LGBTへの配慮は人権課題として、2(10)に記述しております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策を進めていく上での参考といたします。</p>

第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）中間とりまとめ案に対する御意見の概要と県の考え方

No.	該当部分	御意見の概要	県の考え方
22	第2章 取組の柱と施策の展開 2人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます (10) 人権教育・多様性理解の推進	最近では支援級に入る子どもが多様になり、情緒面の心配で小学校入学時は支援級でスタートして、普通級に籍を移す子どもが増えてきた。ただ、そういう子に対して、支援級にいた子だから…という目で見ると教員もいるという。多様性を理解していないのは誰なのか？子どもたちに教える前に、教員も学んで欲しい。	今後の施策を進めていく上での参考といたします。
23	第2章 取組の柱と施策の展開 2人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます (13) 不登校児童生徒への対応の充実	スクールカウンセラーの数を増やして、各学校一人専属にして欲しい。現状は一人のスクールカウンセラーが4～5校掛け持ちで各学校には週に1度くらいしか来ず、1ヶ月に1度予約できるか？できないか？であり、十分対応できているとは言えない。 同じように、スクールソーシャルワーカーも増やして欲しい。相談室など、別室登校担当の教員は教科を持たない専任にして、心理面に詳しい人にして欲しい。何もわからない教員が不登校担当になり、まったく理解のない対応で別室登校もままならない状態になったので。 不登校担当の教員は不登校の子が関わっている病院、児童デイサービス、その他の相談機関などとも連携をとって欲しい。豊橋市はつながるファイルと言って児童デイサービス、家庭、学校が連携を取れるようにシステムは作ったようだが、教員が忙しいせいか、書いてもらえず連携が途絶えてしまった。ファイルだけのやり取りだと、一方が書く気がなければ途絶えてしまう。本当なら、教員を交えた担当者会議のようなものができれば一番良いと思う。 教室に戻すことにこだわる教師がたくさんいて、親が別室登校を求めても、まだその時ではないと、別室を使わせてもらえない場合がある。傷を広げないためにも早めに対応して、オンライン学習など、教室にいなくても勉強できる体制を作って欲しい。	今後の施策を進めていく上での参考といたします。
24	第2章 取組の柱と施策の展開 2人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます (13) 不登校児童生徒への対応の充実 ④多様な教育機会の確保	夜間中学については、文部科学省がすべての都道府県に設置するよう求めている。愛知県の中学夜間学級は全国的に見て非常に変則的で、正式な学校として認められない水準である。 中学校は本来、市町村が設置するものであり名古屋市が正式な夜間中学を設置するのが望ましい。しかし、平成29年度から市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合でも教職員給与費の3分の1が国庫補助となり、都道府県立の夜間中学の設置を促している。このため、愛知県と名古屋市が調整して現在の変則的な設置形態を見直し、名古屋市立が無理ならば愛知県立夜間中学校を設立し、3年制の正式な学校として再発足していただきたい。	夜間中学については、課題についての研究やニーズの把握を進めてまいります。 いただいた御意見は、今後の施策を進めていく上での参考といたします。

第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）中間とりまとめ案に対する御意見の概要と県の考え方

No.	該当部分	御意見の概要	県の考え方
25	<p>第2章 取組の柱と施策の展開</p> <p>2人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます</p> <p>（14）主権者教育等の推進</p>	<p>主権者教育という言葉は出てくるが、「権利主体としての子ども」、ならびに「子どもの権利条約」についての言及がない。</p> <p>日本国憲法の学習について、小中学校では言及されているが、高等学校では憲法に言及せず、「公共的な空間における人間としての在り方」を学ぶという記述は、主権者教育の展開としては疑問が残る。</p> <p>そもそも、主権者教育の本質は、一人一人が社会の一員として、物事を多面的に考え、判断できるように育てることである。</p> <p>小中学校の段階から高校に至るまで、体系的に指導することが肝要である。校則や校内のルールを学校が押し付けるのではなく、子ども自らが考える試みなども有効である。こうした経験を子どもがすれば、自分の声で、世の中が変わることを実感でき、選択に責任をもつことにつながると思う。</p>	<p>「子どもの権利条約」については、(10)人権教育・多様性理解の推進の項目で、「学校においては、『子供の権利条約』の趣旨を認識し、」と取り上げております。</p> <p>また、小中学校から高等学校へと体系的に指導に取り組んでいることについては、現状と課題、施策の方向に書いてあるとおりですが、この文章からもわかるように、下記のとおり修正しました。</p> <p>「法やきまり」について理解し考察する力を育成するため、小中学校では、社会科や「特別の教科 道徳」の中で、日本国憲法における国民の権利・義務、基本的人権の尊重、法やきまりの意義、公正、公平、社会正義、社会参画、公共の精神を学ぶ教育を進めます。さらに、高等学校では、公民科、特に新設科目「公共」の中で、公共的な空間における人間としての在り方、基本原理等を学ぶ教育を進めます。」</p>
26	<p>第2章 取組の柱と施策の展開</p> <p>3健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます</p> <p>（15）生涯学習の推進</p> <p>②生涯を通じた学習の支援と学び直しの機会の充実</p>	<p>夜間中学については、文部科学省がすべての都道府県に設置するよう求めているが、愛知県の中学夜間学級は、正式な夜間中学として文部科学省は認めていない。</p> <p>中学校は原則として市町村の設置だが、市町村単位ではそれほどのニーズは期待できない。また、名古屋市が名古屋市立夜間中学を設置すると他の市町村の人が入学できず、不公平になる。そのため、愛知県が主体となり、定時制高等学校に併設の愛知県立夜間中学校を設置したらどうか。</p> <p>高等学校併設中学校については、戦後の学制改革に際し、旧制中学校などから新制高等学校へ移行した学校に設置したことがあるので可能かと思う。たとえば、尾張部では愛知県立城北つばさ高等学校併設夜間中学校、三河部では愛知県立刈谷東高等学校併設夜間中学校とし、教員も中・高で併任すれば人的にも物的にも最小限の効果が出るように思う。</p>	<p>夜間中学については、課題についての研究やニーズの把握を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策を進めていく上での参考といたします。</p>
27	<p>第2章 取組の柱と施策の展開</p> <p>3健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます</p> <p>（15）生涯学習の推進</p> <p>④読書に親しむ態度の育成、図書館機能の充実</p>	<p>一宮市のように、学校図書館を公立図書館と連携して管理してほしい。電子図書館を推進してほしい。県立図書館の在り方を検討してほしい。</p>	<p>御意見を踏まえて、下記のとおり修正しました。</p> <p>「公立図書館と学校図書館の連携を促進するとともに、生涯学習やキャリア教育の拠点となるような取組や図書の電子化を進めるなど、魅力ある図書館づくりを推進します。」</p>

第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）中間とりまとめ案に対する御意見の概要と県の考え方

No.	該当部分	御意見の概要	県の考え方
28	<p>第2章 取組の柱と施策の展開</p> <p>4 ふるさとの魅力や愛知の伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます</p> <p>(19) ふるさと教育の推進と新たな文化の創造</p> <p>③伝統文化・文化財の保存・活用・継承・魅力発信</p>	<p>本来、博物館等の目的は、生涯学習社会の実現という理念に貢献するための教育・学習支援という普遍的な機能である。一方、近年では地域振興や観光振興の役割も期待されている。</p> <p>案文では、「あいち朝日ミュージアム」については教育・学術・文化の振興という博物館等の中核的役割を位置付けることなく、「地域のにぎわいを創出する施設となるよう取組」と記述されており、とても愛知県の教育・文化を所管する機関が設置した博物館等とは考えられない文言となっている。</p> <p>したがって、本施設にどうしても地域振興の役割を位置付けたいのならば、以下のような記述が適切だと考える。</p> <p>【修正案】「あいち朝日ミュージアム」では東海地方を代表する弥生時代の集落遺跡の紹介を通して、伝統や文化を尊重する心や郷土愛の醸成に資する取組を進めるとともに、地域のにぎわいを創出する取組も進めます。</p> <p>なお【修正案】のにぎわい創出の位置付けは本意ではないが、やむを得ずの場合であり、本来の目的・機能として位置付けるのは不適切であると改めて意見しておく。</p>	<p>御意見を踏まえて、下記のとおり修正しました。</p> <p>「あいち朝日遺跡ミュージアム」では、東海地方を代表する弥生時代の集落遺跡を紹介し、その魅力を伝えることを通して伝統・文化を尊重する心や、ふるさとへの愛着心を醸成するとともに、地域のにぎわいを創出する施設となるよう取組を進めます。」</p>
29	<p>第2章 取組の柱と施策の展開</p> <p>5 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます</p> <p>(24) 日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実</p> <p>③日本語指導に関わる教員の資質向上</p> <p>④学び直しのための施策の充実</p> <p>⑤高等学校における配慮</p> <p>⑥ICTの活用</p> <p>⑦地域における日本語学習・日本語教育への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍児童・生徒の集住する愛知県においては、初任研において日本語指導に関する講義を加える必要があると思う。また、保見団地・知立団地・六番団地など外国籍児童・生徒の集住する場所でのフィールドワークも有効だと考える。 ・小学校、中学校、高校の空き教室を利用して、昼間・夜間に日本語を学べる教室を開放してほしい。 ・日本語の理解が不十分な児童・生徒にとっては通訳を介したオンライン学習は大変有効だと考えている。 ・保護者会においては、日本語の理解が不十分な保護者との面談で非常に助かる。ZOOM形式で保護者会ができるような体制づくりを強く要望する。 ・各高等学校にボランティアの呼びかけを行い、高校生も日本語指導のボランティアに大勢参加できるよう宣伝を要望する。 	<p>専門性の向上のための研修の充実やICTの活用、保護者への働きかけの推進など、外国人児童生徒等への支援にしっかりと取り組んでまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策を進めていく上での参考といたします。</p>
30	<p>第2章 取組の柱と施策の展開</p> <p>5 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます</p> <p>(24) 日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラジル人家庭の支援 <p>愛知県は外国人の中で、ブラジル人の人口が一番多いという特徴を持つ。その特徴を活かし、子供のいるブラジル人家庭の支援、勉学の支援をより一層充実させる。子供のいるブラジル人家庭の、より一層の支援との明文化。</p>	<p>外国人児童生徒個々の状況やニーズに応じた支援を進めてまいります。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策を進めていく上での参考といたします。</p>

第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）中間とりまとめ案に対する御意見の概要と県の考え方

No.	該当部分	御意見の概要	県の考え方
31	第2章 取組の柱と施策の展開 5 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます （24）日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実 ③日本語指導に関わる教員の資質向上 ④学び直しのための施策の充実 ⑤高等学校における配慮 ⑥ICTの活用 ⑦地域における日本語学習・日本語教育への支援	外国籍児童・生徒の集住する愛知県においては、初任研において日本語指導に関する講義を加える必要があると思う。また、保見団地・知立団地・六番団地など外国籍児童・生徒の集住する場所でのフィールドワークも有効だと考える。 小学校、中学校、高校の空き教室を利用して、昼間・夜間に日本語を学べる教室を開放してほしい。 日本語の理解が不十分な児童・生徒にとっては通訳を介したオンライン学習は大変有効だと考えている。 保護者会においては、日本語の理解が不十分な保護者との面談で非常に助かる。ZOOM形式で保護者会ができるような体制づくりを強く要望する。 各高等学校にボランティアの呼びかけを行い、高校生も日本語指導のボランティアに大勢参加できるよう宣伝を要望する。	専門性の向上のための研修の充実やICTの活用、保護者への働きかけの推進など、外国人児童生徒等への支援にしっかりと取り組んでまいります。 いただいた御意見は、今後の施策を進めていく上での参考といたします。
32	第2章 取組の柱と施策の展開 6 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます （25）学校における働き方改革	知り合いの教員が働けば働くほどお金にならないシステムと嘆いていた。先生たち働きすぎである。外部委託などして業務のスリム化などをして欲しい。	今後の施策を進めていく上での参考とします。
33	第2章 取組の柱と施策の展開 6 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます （25）学校における働き方改革 ①学校の役割の明確化及び教員の職務の見直し	「大胆な業務の削減や平準化」とあるが、具体性に乏しい。教員が本来担うべき職務に専念するためには、「職務の明確化」と「事務部門の強化」が必須であり、そのことを明記しなければ、改革の方向が見いだせない。	御意見を踏まえて、施策の展開①の見出しを以下のとおり修正しました。 「学校の役割の明確化及び教職員の職務の見直し」
34	第2章 取組の柱と施策の展開 6 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます （25）学校における働き方改革 ①学校の役割の明確化及び教員の職務の見直し	「大胆な業務の削減や平準化」とあるが、具体性に乏しい。ここに書かれているようなプランを実現するためには、指導部門だけでなく管理部門の仕事が増加する。特に小中学校には、事務機能が整備されていないため、多くは教員の負担になり、働き方改革にはつながりながら可能性が強い。教員が本来担うべき職務に専念するためには、教員以外の職員の役割の明確化が必要である。そういう観点から「教員の職務の見直し」ではなく「教職員の職務の見直し」としたらどうか。 また、アクションプランⅡにあった施策の展開を継承・発展させるためにも、「教員以外の専門スタッフの配置や、教員等と学校事務職員の業務の明確化と標準化、学校事務の共同実施の一層の推進を図るなど、教員をはじめとした学校全体の業務の分散化を図りつつ、チーム学校の実現を目指す」という文を、ここに掲載したらどうか。	御意見を踏まえて、施策の展開①の見出しを以下のとおり修正しました。 「学校の役割の明確化及び教職員の職務の見直し」

第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）中間とりまとめ案に対する御意見の概要と県の考え方

No.	該当部分	御意見の概要	県の考え方
35	<p>第2章 取組の柱と施策の展開 6子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます (25) 学校における働き方改革 ①学校の役割の明確化及び教員の職務の見直し</p>	<p>学校は教員のみで成り立っているわけではなく、事務職員をはじめとした様々な職で成り立っている。教員のみ職務を見直すのではなく、学校全体の職の職務を総合的に見直す中で、教員の職務を見直す、という視点で取り組むべきであると考え。そういう観点から、「教員の職務の見直し」ではなく「教職員の職務の見直し」としたらどうか。</p> <p>また、文部科学省からの「教諭等」と「学校事務職員」の「標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例」通知にもあるように、双方あわせての職務の明確化と実働が多忙化解消のみならず学校教育の鍵となっていると考える。</p> <p>アクションプランⅡにあった施策の展開を継承・発展させるためにも、「教員以外の専門スタッフの配置や、教員等と学校事務職員の業務の明確化と標準化、学校事務の共同実施の一層の推進を図るなど、教員をはじめとした学校全体の業務の分散化を図りつつ、チーム学校の実現を目指す」という文を、ここに掲載したらどうか。</p>	<p>御意見を踏まえて、施策の展開①の見出しを以下のとおり修正しました。</p> <p>「学校の役割の明確化及び教職員の職務の見直し」</p>
36	<p>第2章 取組の柱と施策の展開 6子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます (25) 学校における働き方改革 ①学校の役割の明確化及び教員の職務の見直し</p>	<p>学校は様々な職種の職員がチームで作りに上げているという視点からすれば、「教員」を「教職員」とすべきではないか。また、教職員全体で、職務の見直しを図り、教職員全体の働き方改革を進めるべきと考える。</p>	<p>御意見を踏まえて、施策の展開①の見出しを以下のとおり修正しました。</p> <p>「学校の役割の明確化及び教職員の職務の見直し」</p>
37	<p>第2章 取組の柱と施策の展開 6子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます (25) 学校における働き方改革 ①学校の役割の明確化及び教員の職務の見直し</p>	<p>「教員」の職務の見直しではなく、「教職員」の職務の見直しにしてほしい。</p> <p>学校事務職員についてもスポットを当ててほしい。（必要に応じて研究会等関係団体に意見聴取するなど学校事務職員の意見も取り入れてほしい。）</p> <p>業務の見直しにあっては、学校だけの取組では限界がある。市町村教育委員会を巻き込んだ取組が必要。とくに学校徴収金の公会計化は、教職員の負担軽減に大きく寄与すると思われるので、トップダウンで進むよう記載をお願いしたい。</p> <p>学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学省）の内容を反映してほしい。</p>	<p>御意見を踏まえて、施策の展開①の見出しを以下のとおり修正しました。</p> <p>「学校の役割の明確化及び教職員の職務の見直し」</p>
38	<p>第2章 取組の柱と施策の展開 6子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます (25) 学校における働き方改革 ①学校の役割の明確化及び教員の職務の見直し</p>	<p>スクールバスのコース決め、草刈り、飛散防止フィルム貼り、PCの設定、研究会の運営、学校図書館の管理、教育振興会の本販売集約、教科書・教材等の購入、教材費の管理等、要録等の各種入力データの作成等の削減や平準化</p>	<p>今後の施策を進めていく上での参考とします。</p>

第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）中間とりまとめ案に対する御意見の概要と県の考え方

No.	該当部分	御意見の概要	県の考え方
39	第2章 取組の柱と施策の展開 6子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます （25）学校における働き方改革 ④部活動の在り方の見直し	<p>ガイドラインの作成によって、土日のうち1日は練習を休むことについては多くの学校で守られており、効果はあったと思う。</p> <p>部活動指導はそもそも教員の本来の業務ではない。さらに、部活動の多くは17:00を過ぎる活動や土・日の練習、大会開催など、教員の勤務時間外に行われているのが実態である。だから、教員の時間外労働の最大の要因が部活動指導であることは、多くの調査で証明されている。にもかかわらず、給特法の下、民間企業では支払われるべき時間外勤務手当は支払われていない。残業代が支払われない（タダ働き）のならば、教員が部活動顧問を引き受ける筋合いはない。教員をタダ働きの時間外労働から解放するには、教員以外の者が部活動指導にあたることが不可欠である。</p> <p>部活動コーチの指導時間の上限を大幅に上げることを、強く要望する。愛知県の規定では年間の指導時間数の上限が120時間だが、土・日に練習試合や大会の多くが行われているため、とても足りない。（実際に私の勤務校では、120時間以上の指導をされている方がおられる。）私たちは部活動については大多数が素人である。それならば、部活動コーチの報酬面で改善をし、気持ちよく指導できるよう強く要望する。</p> <p>教員の時間外労働の最大要因は部活動指導で、それに対する不満やストレスも随分あるのが現状である。小学校、中学校、高校、特別支援学校などすべての教員に部活動に関する実態調査を行ってほしい。そして、教員の部活動指導に対する生の声を聴きとってほしい、と強く要望する。</p>	今後の施策を進めていく上での参考とします。
40	第2章 取組の柱と施策の展開 6子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます （25）学校における働き方改革 ④部活動の在り方の見直し	<p>教員生活を30年間送ってきたが、ずっと運動部の顧問を務めてきた。4月、5月の臨時休校の影響で初めてゴールデンウィークに民間人と同様に休むことができた。これまで、ゴールデンウィークに旅行に行けたことは一度もない。改めて、部活動は教員のボランティアや時間外労働によって成り立っていることを感じた。</p> <p>私が顧問をしている種目では、年間に8回も大会が行われる。12月、1月、2月と最も寒い時期に1か月おきに開催されるのは、健康管理の面でもとても辛い。運動部の場合、高体連主催のものと協会主催のものがあり、そのため大会数が多くなっていると考えられる。顧問の側からどの大会に参加する、しないについては部員の気持ちを考えれば取捨選択できるはずもない。ですから、高体連と協会間で十分な話し合いを行い、年間の大会数の精選を強く要望する。</p>	今後の施策を進めていく上での参考とします。
41	第2章 取組の柱と施策の展開 6子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます （25）学校における働き方改革 ④部活動の在り方の見直し	<p>元大リーグのイチロー選手が高校野球の顧問になった、という記事があった。現在、部活動総合指導員・部活動コーチという制度があるが、この制度を柔軟化していただきたい。高校教員は教科指導においてはプロだが、部活動指導においては素人である。だから、多くの部活動顧問は素人であるがゆえに精神的負担も大きい。「餅は餅屋」ということわざがある。部員にとっては、専門的な知識をもっている指導者がいた方がずっとありがたい。教員の肉体的負担・精神的負担から解放するためにも、プロ経験者、実業団経験者で実力のある人にもっと門戸を開き、部活動指導に携われるようにしてほしい。</p> <p>愛知県にはプロのバレーボール、バスケットボール、サッカーのチームがある。こういったところと連携すれば、教員の部活動指導に対する負担は軽減されると思う。</p>	今後の施策を進めていく上での参考とします。

第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）中間とりまとめ案に対する御意見の概要と県の考え方

No.	該当部分	御意見の概要	県の考え方
42	第2章 取組の柱と施策の展開 6子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます （25）学校における働き方改革 ⑤「学校の新しい生活様式」に対応した学級規模の実現	教員を指導に専念させるため、事務部門を強化する必要がある。「共同学校事務室」への加配等を積極的に活用することを明記すべきである。それにより、その方面の進捗評価を通じて、実効的変化を望める。	今後の施策を進めていく上での参考とします。
43	第2章 取組の柱と施策の展開 6子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます （25）学校における働き方改革 ⑤「学校の新しい生活様式」に対応した学級規模の実現	時間勤務の教職員が増える中、校務業務の負担が増えている。	今後の施策を進めていく上での参考とします。
44	第2章 取組の柱と施策の展開 6子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます （25）学校における働き方改革 ⑤「学校の新しい生活様式」に対応した学級規模の実現及び （28）学校施設・設備の充実 ⑥ 県立学校の魅力化と適正配置	2020年度の高校入試では1500名以上が定員割れするといった事態が発生した。それを受けてか、2021年度にはいくつかの普通科高校でクラス数を3から2に減らすという発表が行われた。県教員の方針によれば、適正なクラス数は6～8クラスではなかったのか？クラスを3から2に減らすというのは、県教委が自らの方針を放棄することになるのではないかと。その一方で、進学校を中心に10クラスの学校がいくつか見られる。新型コロナに伴う臨時休校は終わったが、大規模校では教室も職員室も「3密」状態が続いており、感染リスクが非常に高くなっている。小学校のみならず、中学・高校においても35人学級を早急に実現すべきである。並行して、1学年10学級の学校をなくしていくことで定員割れを少しでも減らしていくべきである。愛知県は財政力が高い自治体なのでできるはずである。やらなければ怠慢である。	今後の施策を進めていく上での参考といたします。
45	第2章 取組の柱と施策の展開 6子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます （27）教員の人材確保と資質向上の推進	(26)「開かれた学校づくり」のためにも、(28)「学校施設・設備の充実」のためにも、資質向上は教職員全体の課題として捉えるべきである。課題解決に向けて管理職や事務職員といった職を超えたケースメソッド的実践的研修を開発する方針を示していただきたい。	御意見を踏まえて、以下の記述を追記しました。 「事務職員や専門スタッフ等を含めた教職員が、学校における課題に対応し、必要な資質・能力を備えることができるよう、研修内容の充実を図ります。」
46	第2章 取組の柱と施策の展開 6子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます （27）教員の人材確保と資質向上の推進 ①優秀な教員の確保に向けた取組の推進 ③教員の資質・能力の向上を支援する組織体制の強化	「教員」を「教職員」に変更してはどうか。任命権者は教員も事務職員等も「愛知県教育委員会」であり、教員同様に、事務職員等も資質向上のための研修の充実が必要で、共同実施組織等での取組の強化も求められると思う。	御意見を踏まえて、以下の記述を追記しました。 「事務職員や専門スタッフ等を含めた教職員が、学校における課題に対応し、必要な資質・能力を備えることができるよう、研修内容の充実を図ります。」
47	第2章 取組の柱と施策の展開 6子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます （27）教員の人材確保と資質向上の推進	○「障害のある教員の採用の推進」について明記してほしい。	御意見を踏まえて、以下の記述を追記しました。 「「愛知県教育委員会障害者活躍推進計画」に基づき、障害者である職員の活躍の一層の充実を図ります。」
48	第2章 取組の柱と施策の展開 6子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます （27）教員の人材確保と資質向上の推進 ①優秀な教員の確保に向けた取組の推進	学校教員の社会人採用・民間企業勤務経験者の中途採用の割合を意図的に増やす。これは、社会に開かれた教育課程のために必須。教職経験しかない教員では、教えられることに限界がある。	教員採用選考試験において、企業等での勤務実績を有する者を対象とした「社会人特別選考」を実施しています。今後もこうした取組を継続してまいります。

第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）中間とりまとめ案に対する御意見の概要と県の考え方

No.	該当部分	御意見の概要	県の考え方
49	第2章 取組の柱と施策の展開 6子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます (27) 教員の人材確保と資質向上の推進	とにかく人材を増やして欲しい。そして、質も向上してほしい。問題を起こして不採用になった臨時教員が隣の市で採用されていたりするので、情報を共有してほしい。	教員採用選考試験や研修の充実により、優秀な教員の確保に努めてまいります。 いただいた御意見は、今後の施策を進めていく上での参考といたします。
50	第2章 取組の柱と施策の展開 6子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます (27) 教員の人材確保と資質向上の推進 ②「愛知が求める教師像」の実現に向けた教員養成	・各種研究会が教職員会の閉鎖的な関係を構築しているように思います。入会は、個人の自由ですが、開かれた教育の場にしていくことが必要。	今後の施策を進めていく上での参考といたします。
51	第2章 取組の柱と施策の展開 6子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます (28) 学校施設・設備の充実	・県立学校に設置されている石油ストーブは、30年近く経過し、故障を起こすものが増えている。石油ストーブを撤去し、代わりに私費ではなく県費負担の空調設備を早急に設置していただきたい。 また、職員室の照明は蛍光灯のため、照度が低いので可能な限りLEDに交換していただきたい。	今後の施策を進めていく上での参考といたします。
52	第2章 取組の柱と施策の展開 6子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます (28) 学校施設・設備の充実 ②快適な教育環境の実現	・雨風をしのげない渡り廊下や、駐車場の整備は、改修工事では改善されない。廊下と教室との温度差も大きく、光熱費の無駄になっている。他県や市立特別支援学校、私立学校との設備の差が大きすぎる。	今後の施策を進めていく上での参考といたします。
53	第2章 取組の柱と施策の展開 6子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます (28) 学校施設・設備の充実 ④ICT機器等の教育環境の整備の推進	現在、授業でプロジェクターを使う教員が増えており、多くの学校でプロジェクターが足りない状況になっている。プロジェクターを使用する教員は、毎回、パソコン・プロジェクター・スクリーンを持ち運んで授業を行っている。そのため、準備するのに10分あまりもかかり負担が大きすぎる。プロジェクターについては、大学の講義室や私学のように天井に設置して持ち運びをしなくてもいいようにしてほしい。また、スクリーンも各教室に設置して、教員がプロジェクターやスクリーンを持ち運ばなくても授業ができるよう、環境整備をしてほしい。かつてのOHPのように無駄な買い物になってしまわないよう、現場の教員と十分に話し合ったうえ、各学校の実態に合うよう整備を進めていただきたい。	引き続き、ICT機器の充実に取り組んでまいります。 いただいた御意見は、今後の施策を進めていく上での参考といたします。
54	第2章 取組の柱と施策の展開 7大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子どもたちが安心・安全に学べることを保障します (29) 大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障	緊急時には心のケア、状況による学習支援と細やかな個別対応が求められ、一人の教員が対応できる人数は限界がある。コロナ禍で密を避けるために机を廊下に出した学校もあると聞いた。少人数学級の早期実現を切に求める。	御意見を踏まえて、以下のとおり記述を修正しました。 「新しい時代の学びを支える安心・安全な教育環境の実現や、地域の避難所としての防災機能を確保するため、「学校の新しい生活様式」を踏まえた教職員配置や少人数学級を推進するとともに、安心・安全で健やかに学習や生活ができる学校施設の整備を図ります。」
55	第2章 取組の柱と施策の展開 7大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子どもたちが安心・安全に学べることを保障します (30) 学校安全・防災教育の推進	「外国からのミサイル攻撃に対する対策」について 入試の実施要綱から削除すべき。全く不要。時代錯誤も甚だしい。	今後の施策を進めていく上での参考といたします。

第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）中間とりまとめ案に対する御意見の概要と県の考え方

No.	該当部分	御意見の概要	県の考え方
56	第2章 取組の柱と施策の展開 7 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子どもたちが安心・安全に学べることを保障します （30）学校安全・防災教育の推進 ②学校安全・防災に関する学びの充実と人材の育成	新任校長や経験の浅い教員を防災研修の対象としてあげているが、事務職員についても含めるべきである。以て、学校と行政部門の連携を推進し、学校が地域の防災拠点として機能する体制の構築に資することにつながると思う。	御意見を踏まえて、以下のとおり記述を修正しました。 「新任校長、 新任教頭 や経験の浅い 教職員 を対象とした防災研修を行い、防災意識を高めます。」
57	第2章 取組の柱と施策の展開 7 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子どもたちが安心・安全に学べることを保障します （30）学校安全・防災教育の推進 ②学校安全・防災に関する学びの充実と人材の育成	教員の仕事と行政の仕事との役割分担という意味でも、新任校長や経験の浅い教員を防災研修の対象としてあげているが、事務職員についても含めるべきである。以て、学校と行政部門の連携を推進し、学校が地域の防災拠点として機能する体制の構築に資することにつながると思う。	御意見を踏まえて、以下のとおり記述を修正しました。 「新任校長、 新任教頭 や経験の浅い 教職員 を対象とした防災研修を行い、防災意識を高めます。」